

給付奨学金の支給を受けている方へ！

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」のご案内

次の条件に該当する方には、申請不要で**10万円**を支給します。

申請がなくても10万円の支給を受けることができる方

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生として採用されていて、
かつ、
- ② 2021年12月10日に、①の給付奨学金の振込の対象となっている方。

※ この条件に該当しない方でも、別途、個別の申請の機会を設けます。

【注意事項】 上記の条件に当てはまる方は必ずお読みください。

1. 上記の条件に当てはまる方については、特段の手続きをすることなく、給付奨学金の振込先の口座に（独）日本学生支援機構より「学生等の学びを継続するための緊急給付金」として10万円を支給します。
ただし、以下の場合には手続きが必要ですので、在籍している学校の定める期限までに申し出てください。
 - (1) 給付奨学金の振込先とは別の口座への振込を希望する場合。
 - (2) 本給付金の受給を拒否する場合。なお、申し出がない場合には、本給付金が(独)日本学生支援機構の給付奨学金の振込先口座に支給されることに同意したものとみなします。
2. 本給付金が支給されたことについては、個別に通知されません。
3. 本給付金は、上記の条件に当てはまる方に順次支給していきます。ただし、支給する時点で2021年12月10日分の給付奨学金の支給を受ける資格がなかったことが判明した場合等には、本給付金の支給を受けることができない場合があります。

よくあるご質問

Q1. 給付奨学生として採用されていません。給付金は受けられないのでしょうか。

給付奨学生として採用されていない方を含め、上記の条件に当てはまらない方については、個別のお申込みを通して、在籍している学校が推薦した方に支給する予定です。

お申込みの方法や詳細なスケジュール等については、学校からお知らせします。

Q2. 12月10日に振込の対象となっているかどうか、どうやって確認すればいいですか。

奨学金の振込を受けている口座の記録にてご確認ください。

※金融機関で記帳してください。

